

# 羽曳野市立恵我之荘小学校いじめ防止基本方針

羽曳野市立恵我之荘小学校

令和7年4月1日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本方針（理念）

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼすものである。いじめは、加害・被害という2者関係だけでなく、在校児童すべての児童の人権に関わる重大な問題である。また、いじめは、どの学校でも起こりうるものであることを認識すべき事案である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって児童の気持ちに寄り添い、思いを重ねながら相談に応じることが大切である。その一貫した全教職員の姿勢と取組みが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになり、いじめを許さない校風をつくるものであると考える。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、全教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を育み、支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。さらに、全教職員自身が、するどい人権感覚とスキルを身につけることが求められていることを認識しなければならない。

また、学校だけで解決できる課題ではないことを認識する必要がある。児童は、それぞれの家庭や地域の中で育まれている。教職員・保護者・地域の方々と協働して、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない校区教育文化をつくらなければならないと考える。本校校区には、児童養護施設（高鷲学園）があり、様々な家庭事情により措置されている子どもたちが在籍している。

恵我之荘小学校の教育目標は、『「自ら学び、よく考える子」「思いやりのある子」「元気な子」の育成』としている。この教育目標「思いやりのある子」をうけ、人権教育目標は、「一人ひとりの違いを認め合い、すべての人の人権を尊重する子どもを育てる。」としている。具体的な取組みとして、①「よりよい人間関係づくり、学習集団づくりができるように取組む。」②「自分の気持ちを素直に伝え、つながりあう児童を育てる。」③「遊びを通してつながり、思いやりのある児童を育てる。」の3つを掲げている。また生活指導目標は、「互いの立場を尊重し、秩序や規律があることを理解して、安全に気をつけ、行動できる児童の育成を図る。」としている。

児童の安全が確保され、安心して通い、学びあえる学校づくりを一層構築するために、いじめ防止基本方針をここに定める。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品や所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3. いじめ防止等の対策のための組織

【重大事態発生時の校内調査組織と兼ねることも可】

- ① 組織名 [ いじめ対策委員会 ]  
 ② 構成員 ( ) 内は必要に応じて

・校長・教頭・首席・生指部長・人権部長・養護教諭・学年担任  
 ・学級（支援学級）担任・特別支援コーディネーター・SSW  
 （・府SSW ・羽曳野市こども未来室こども課 ・高鷲学園・子ども家庭センターなど）

③ 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定  
 イ いじめの未然防止  
 ウ いじめの対応  
 エ 教職員の資質向上のための校内研修  
 オ 年間計画の企画と実施  
 カ 年間計画進捗のチェック  
 キ 各取組の有効性の検証  
 ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

### 4. 年間計画

恵我之荘小学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	4年
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 （家庭での様子の把握）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 （家庭での様子の把握）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 （家庭での様子の把握）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 （家庭での様子の把握）
5月	学習参観・懇談会 学校説明会 校外学習 集団下校 生活点検アンケート実施	学習参観・懇談会 学校説明会 校外学習 集団下校 生活点検アンケート実施	学習参観・懇談会 学校説明会 校外学習 集団下校 生活点検アンケート実施	学習参観・懇談会 学校説明会 校外学習 集団下校 生活点検アンケート実施
6月	日曜参観 いじめアンケートの実施 子ども安全確保推進月間	日曜参観 いじめアンケートの実施 子ども安全確保推進月間	日曜参観 いじめアンケートの実施 子ども安全確保推進月間	日曜参観 いじめアンケートの実施 子ども安全確保推進月間
7月	保護者への相談窓口周知 個人懇談	保護者への相談窓口周知 個人懇談	保護者への相談窓口周知 個人懇談	保護者への相談窓口周知 個人懇談
8月	集団下校	集団下校	集団下校	集団下校
9月	生活点検アンケート実施	生活点検アンケート実施	生活点検アンケート実施	生活点検アンケート実施
10月	いじめアンケートの実施 運動会	いじめアンケートの実施 運動会	いじめアンケートの実施 運動会	いじめアンケートの実施 運動会
11月	校外学習 フリー参観	校外学習 フリー参観	校外学習 フリー参観	校外学習 フリー参観
12月	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会
1月	生活点検アンケート実施 集団下校	生活点検アンケート実施 集団下校	生活点検アンケート実施 集団下校	生活点検アンケート実施 集団下校
2月	いじめアンケートの実施 学習参観・懇談会	いじめアンケートの実施 学習参観・懇談会	いじめアンケートの実施 学習参観・懇談会	いじめアンケートの実施 学習参観・懇談会
3月	お別れ集会（児童会主催）	お別れ集会（児童会主催）	お別れ集会（児童会主催）	お別れ集会（児童会主催）

	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握) 校外学習	児童養護施設訪問(新転任者) 「学校いじめ防止基本方針」の確認
5月	学習参観・懇談会 学校説明会 集団下校 生活点検アンケート実施	学習参観・懇談会 学校説明会 集団下校 生活点検アンケート実施	子ども理解研(気になる児童に関する情報共有) 児童養護施設との定例会(施設児童に関する情報共有) いじめ対策委員会
6月	林間学舎 日曜参観 いじめアンケートの実施 子ども安全確保推進月間	日曜参観 いじめアンケートの実施 子ども安全確保推進月間	子ども理解研(気になる児童に関する情報共有) 児童養護施設との定例会(施設児童に関する情報共有) いじめ対策委員会
7月	保護者への相談窓口周知 林間学舎 個人懇談	保護者への相談窓口周知 個人懇談	児童養護施設との定例会(施設児童に関する情報共有) いじめ対策委員会
8月	集団下校	集団下校	
9月	生活点検アンケート実施	生活点検アンケート実施	子ども理解研(気になる児童に関する情報共有) 児童養護施設との定例会(施設児童に関する情報共有) いじめ対策委員会
10月	いじめアンケートの実施 運動会	いじめアンケートの実施 運動会 修学旅行	児童養護施設との定例会(施設児童に関する情報共有) いじめ対策委員会
11月	フリー参観 社会見学	フリー参観	子ども理解研(気になる児童に関する情報共有) 児童養護施設との定例会(施設児童に関する情報共有) いじめ対策委員会
12月	個人懇談会	個人懇談会 校区中学校体験入学	児童養護施設との定例会(施設児童に関する情報共有) いじめ対策委員会
1月	生活点検アンケート実施 集団下校	生活点検アンケート実施 集団下校	子ども理解研(気になる児童に関する情報共有) 児童養護施設との定例会(施設児童に関する情報共有) いじめ対策委員会
2月	いじめアンケートの実施 学習参観・懇談会	いじめアンケートの実施 学習参観・懇談会 お別れ遠足	児童養護施設との定例会(施設児童に関する情報共有) いじめ対策委員会
3月	お別れ集会(児童会主催) 集団下校	お別れ集会(児童会主催) 集団下校	子ども理解研(気になる児童に関する情報共有) 児童養護施設との定例会(施設児童に関する情報共有) いじめ対策委員会

## 5. 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

子ども理解研は、全教職員参加のもと隔月1回開催し、配慮を要する児童や気になる児童についての現状報告を行う。また、学校と児童養護施設の定例会においても、学校教職員(当該児童関係者)と施設職員で施設児童の情報交換を行い、協働して児童の教育にあたる。

また、いじめ対策委員会を定期的で開催し、児童のいじめなどにおける現状報告を行う。そして、取り組みの進捗状況について意見交換を行い、具体的方針を決める。さらに、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証や必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 6. 教職員の資質向上のための研修計画等

教職員の資質向上のために以下のことを行う。

- ① 人権感覚の育成のため毎年1回外部講師を招聘して研修を行う。
- ② 学校教育自己診断アンケート結果(保護者向け・児童向け)を効果的に活用し、共通認識を培う。
- ③ いじめアンケートを学期毎に実施し、結果を効果的に活用し、改善策をいじめ対策委員会で協議する。
- ④ 各学級での課題を担当だけで取り込むのではなく、学年教職員集団や低・中・高学年毎の教職員集団(本校では低中高ブロックと言う)で共有化し、常に学年やブロックとして取り組みを推進することでOJTを活性化させる。
- ⑤ 「わかる授業づくり」「すべての児童が参加し活躍できる授業の工夫」の授業研究を推進する。

## 第2章 いじめ防止

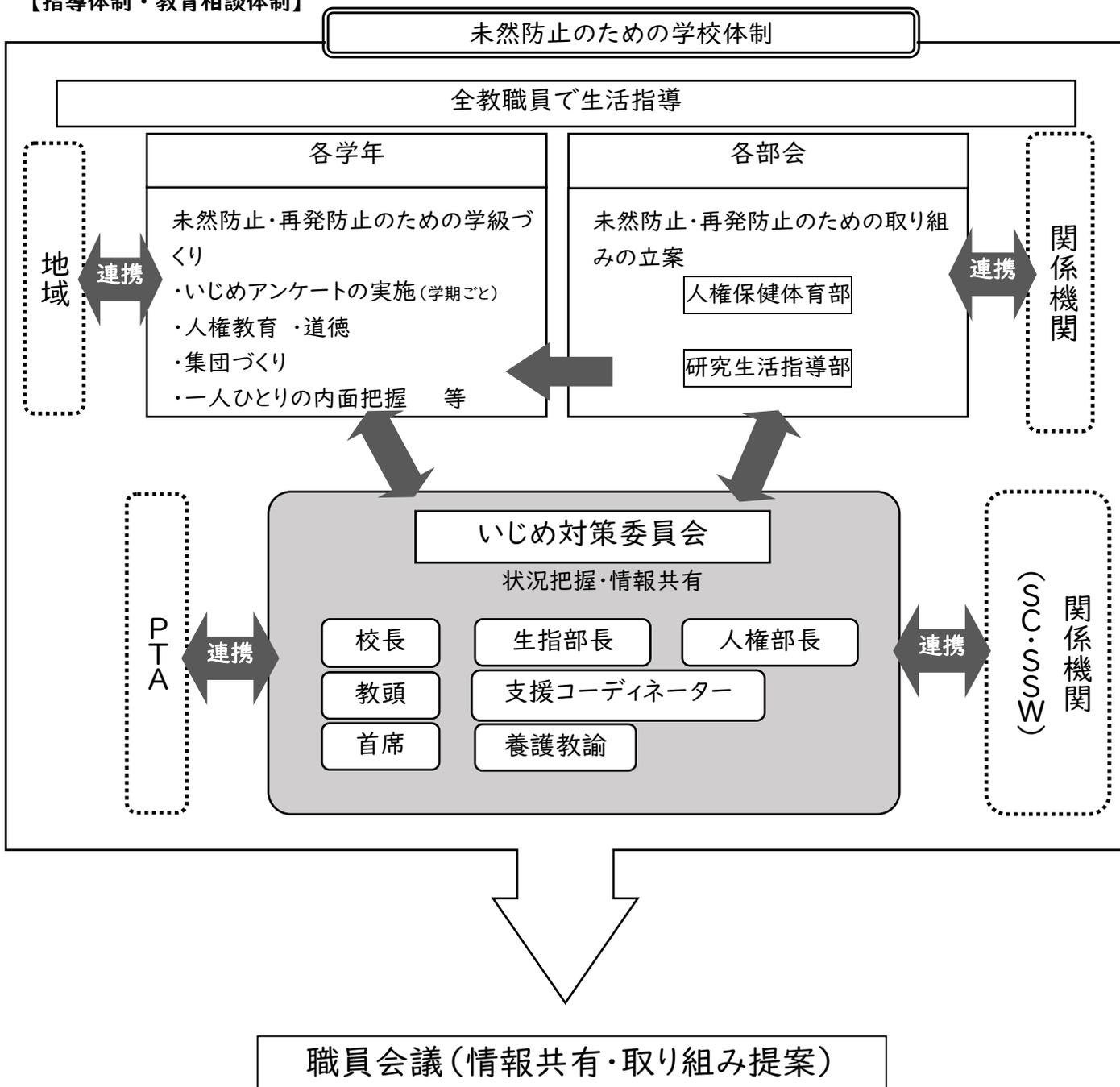
### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、徹底した人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。学校は、安心して学びあえる場であり、居場所のある学級でなければならない。具体的には、「わかる授業づくり」「すべての児童が参加し活躍できる授業の工夫」を進める。

そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識をもって総合的に推進する。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感情移入力を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取組みを計画的に積み上げていくことが重要である。その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

#### 【指導体制・教育相談体制】



## 2. いじめ防止のための取組み

- (1) 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするという認識のもと、常に指導方法の振り返りを行い、するどい人権感覚を身につけることを大切にする。加えて、一人で抱え込まず、学年・学校として情報の共有を行うものとする。
- (2) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、常に、児童に寄り添い、児童の気持ちと重ねる指導を行う。また、児童一人ひとりが活躍できる人間関係づくりを積極的に推進する。
- (3) 平素より児童に対して、自己肯定感や自己有用感を身につける取組みを推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識をもって、児童の育みを総合的に推進する。
- (4) すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善に取り組むことで、学力向上や生活指導上の諸問題の未然防止に繋げていく。そのためにも、積極的に研究授業を行い、互いの授業を研究しあう機会を設け授業力向上を図る。

## 第3章 早期発見

### 1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多いことを教職員自らが認識することは大切である。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することも認識する必要がある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に危険信号が存在する可能性のあることや児童の切なる心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い思いと行動力が必要である。

### 2. 早期発見のための取組み

- (1) 早期発見の基本は、①児童のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③速やかに対応することである。気になる変化が見られたり遊びやふざけなどのようにも見えるが、気になる行為があったりした場合、5W1Hをメモし、その情報を集約して必要に応じて関係者を招集し対応する。
- (2) 実態把握の方法として、学期ごとにいじめアンケートを実施し、児童の声を聞くとともに、アンケート期間に各教室でいじめについての講話を行い、学校として気づきやチェックを行う機会とする。
- (3) 教職員自身が、常に学級児童・学年児童の状況を把握するとともに、保護者や地域住民からの情報共有をもらえる信頼関係を築くことを大切にする。
- (4) 同じ学級・同じ学年の児童からの情報提供や相談事案に対して、教職員は常に寄り添いながら相談を受けることを大切にする。
- (5) 校長自らが、児童・保護者・地域に対して、いじめを許さないメッセージを発するとともに全児童の顔と名前が一致し、常日頃の一人ひとりの状況を知るとともに、保護者から安心して相談される状況をつくりだす。

## 第4章 いじめへの対処

### 1. 基本的な考え方

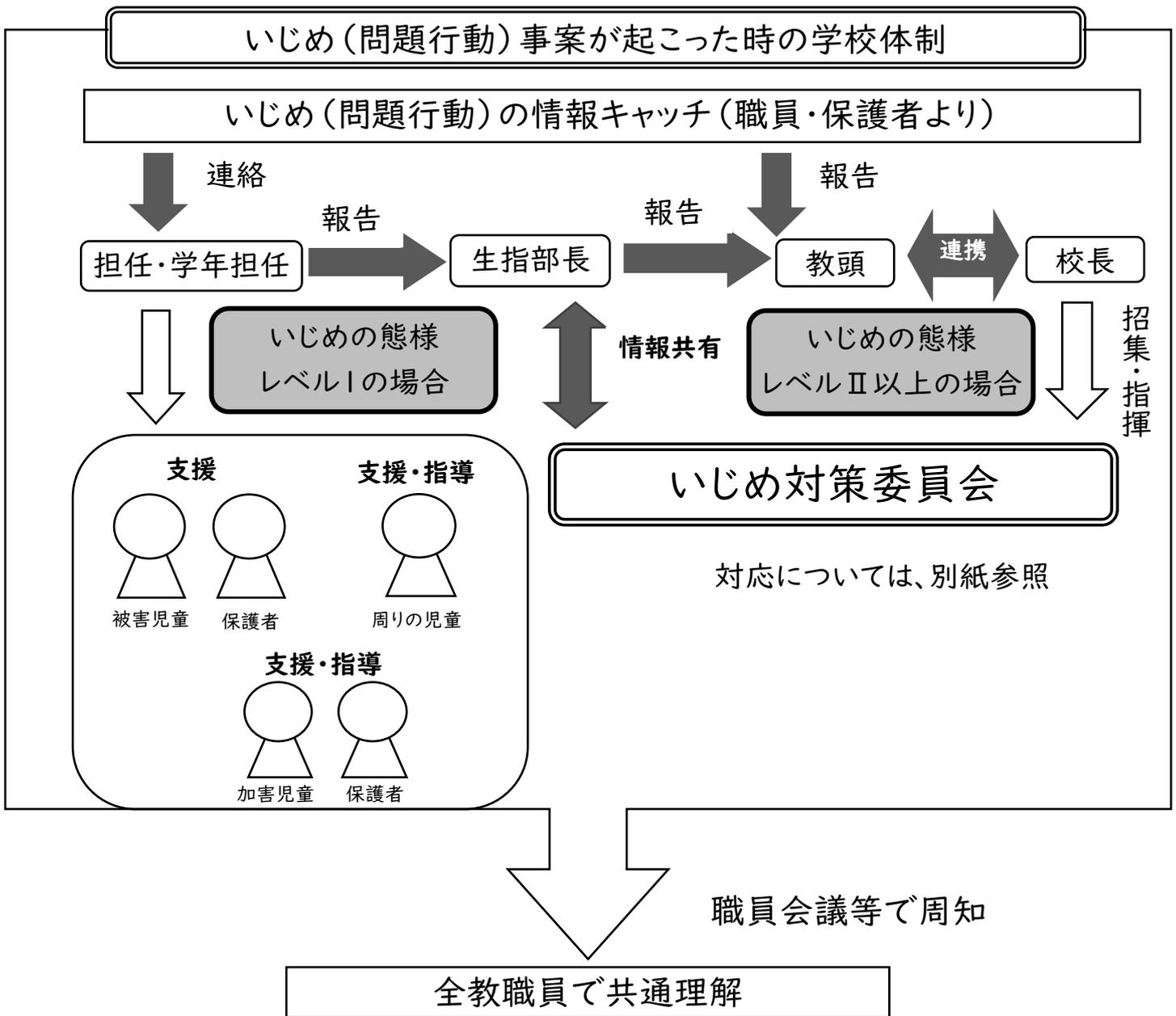
いじめとして対応すべき事案か否かを判断するのは、いじめの対策のための「組織」であり、個々の教職員の勝手な判断ではない。通常考えられるいじめ対応は、この組織が行い、「重大な事態」と判断されたら、学校の設置者からの指示に従って対応を行う。

その中で、いじめにあった児童のケアが最も重要であり、安心して学校に登校できる状況を可能な限り

早急に条件整備・環境整備をする。また、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的・計画的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。



レベル1	ことばによるからかい、無視、攻撃的な言動 など
レベル2	仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言 など
レベル3	暴言・誹謗中傷行為、脅迫・強要行為、暴力 など
レベル4	重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為 など
レベル5	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 など

大阪府教育委員会「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」より

## 2. いじめ認知後における取組み

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、全教職員と事象の共有化を図る。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年教職員および生活指導部長と管理職に報告し、事実関係の把握・情報収集・事実確認・報告・対応策の検討を行う。いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会事務局に報告し、今後の方針を伝えるとともに教育委員会より指示を受ける。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、電話連絡で済ますのではなく、家庭訪問等により直接会い、丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し対応方針を検討する。  
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3. いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー・SSW・羽曳野市こども未来室こども課・高鷲学園・子ども家庭センター等の協力を得て対応を行う。

## 4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うとともに、必ず複数教職員で聴取するなどの配慮を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に事実の経過を報告するとともに協力を求める。また、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや羽曳野市子ども未来室こども課・高鷲学園・子ども家庭センター等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。  
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えら

れることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会や音楽会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

## 6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する機会を設ける。

## 第5章 その他

### 1. いじめ防止基本方針の周知と見直しについて

PTA総会において、このいじめ防止基本方針について周知する。加えて、ホームページにおいても掲載する。また、学校協議会及びPTA実行委員会において、学校における現状報告を行うとともに見直しの提案について協議を行うものとする。

児童の意見については、学期毎のアンケートの状況を勘案しながら見直しに着手するものとする。